



監査告示第3号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和3年12月1日から同月23日まで実施した財政援助団体等監査結果を別紙のとおり公表する。

令和4年1月25日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 多田羅 純一

# 令和3年度 財政援助団体等監査結果報告書

1. 監査の対象 団体名 一般社団法人宇佐市観光協会  
所管課 観光・ブランド課

2. 監査の期間 令和3年12月1日から同月23日まで

## 3. 監査の着眼点

財政的援助に係る団体の出納その他の事務が、当該財政的援助の趣旨や目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか、また、団体に対する所管課の指導及び監督が適切に行われているかなどに着眼し、監査を実施した。

## 4. 監査の実施方法及び内容

令和2年度の補助金等の執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については現年度分も実施した。

団体及び所管課から提出された監査資料により説明を聴取するとともに、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係者の説明を聴取し、監査を実施した。

## 5. 監査の結果

監査対象となった団体の出納その他の事務は、当該財政的援助の目的に沿って概ね適正に処理されていると認められた。しかしながら、一部に是正または改善等を要する事項が確認された。

後述する事項については、是正等するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和4年3月11日（金）までに所管課より文書にて報告されたい。また、そのほか口頭等により指導した軽微な事項についても検討し、改善に努められたい。

### I. 団体に対する事項

#### 【指摘事項】

##### (1) 補助金実績報告に係る決算関係書類について

観光協会の令和2年度収支決算について、提出された書類を確認したところ、収支決算書の補助対象事業費の一部が実績報告書の額と整合していなかった。これについては、既に監査当日、訂正後の収支決算書を提出されたが、他の決算関係書類についても早急に訂正後の収支決算書と整合されるよう所要の措置を講じられたい。

#### 【注意事項】

##### (1) 補助金に係る理事会の承認等について

補助金に係る事項について、観光協会における理事会の承認等がなされていないものが以下のとおり確認された。

今後は、適正な事務処理となるよう改善されたい。

### ①補助金申請に係る予算等について

補助金の申請については、協会の規定で理事会を通して行うこととなっているところであるが、令和2年度補助金申請については、当初、変更申請ともに理事会に諮られていない。

予算については、当初予算額に誤りがあった。また、変更に係る補正も行われていない。

### ②事務局長及び次長の承認について

事務局長及び次長については、協会の定款で理事会の承認を得て任免することとなっているところであるが、理事会に諮られていない。

### ③職員給与額等の設定について

職員の給与規程について、労働基準法では従業員10名未満の場合、作成は義務付けられてはいないものの、補助金の対象として当該職員給与が含まれていることから、その根拠となる給与規程を理事会等に諮り作成されたい。

## 【要望事項】

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、観光業が制限され、たいへん厳しい運営を強いられている中、創意工夫を凝らし積極的に様々な観光事業に取り組まれているものと敬意を表します。

依然として先の見えない情勢ではありますが、今後とも、きめ細やかで柔軟な対応により宇佐市の観光活動に引き続き努められますようお願いいたします。

## II. 所管課に対する事項

### 【指摘事項】

#### (1) 補助金実績報告に係る決算関係書類について

観光協会の令和2年度収支決算について、収支決算書の一部が実績報告と整合していなかった。これについては、既に監査当日、訂正後の収支決算書が提出されたところである。

観光協会に対し、早急に所要の措置を講じるよう指導するとともに、今後は、決算関係書類と実績報告との整合を確認し、適正に審査されたい。

### 【注意事項】

#### (1) 補助対象経費の総額について

観光協会では、運営費のうち駐車場収入、会員の会費等を財源として運営している部分がある。そのような中、運営の経費よりも収入の方が多き事業を補助対象としているものが見受けられた。補助金交付の目的及び理由から考えて、収入がある場合、先ず当該事業に必要な賃金等の経費に充当後、不足が生じる部分を補助対象とすべきである。

以上を踏まえ、観光協会の総事業費のうち補助対象となる運営費の総額とそれに対する財源内訳（市補助金、駐車場収入、その他収入等）を精査し、補助対象経費の総額を明確にするよう適正な事務処理をされたい。

**【要望事項】**

指摘事項にあるように、観光協会の令和2年度収支決算書は訂正があったが、その結果、収支が赤字から黒字に変わっている。よって、最終的な決算関係書類の整合を速やかに確認されるとともに、注意事項にあるように最終的な補助対象経費総額を精査し、過大交付となっていた場合は、必要な措置を講じるよう要望する。

※なお、概算払いについては、別途、定期監査結果報告書の方に記載しているので、そちらを参照されたい。